

島根県報

令和6年4月12日(金)

号外第44号

https://www.pref.shimane.lg.jp/

√ /->
žĶ
7

【告 示】

道路の区域の変更

道路の供用開始(2件)

(道路維持課) 2

(") 3

告示

島根県告示第279号

道路の区域を次のように変更したので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和6年4月12日

島根県知事 丸 山 達 也

/74 H	1/2 0			道	路	の	区	域	かかトフルム		
種	路の 類	路線	泉 名	区	間	変更前 後の別	敷地の 幅 員	延 長	管轄する地方 機関の名称	備	考
							メートル	メートル			
県	道	出雲奥出雲	出雲	雲南市三刀屋町根波別 所1911番5地先から同	前	15. 99~ 26. 98	41 00	雲南県土整備	災害復旧工事		
	坦	線		地先まで	7677で1円	後	15. 99~ 38. 63	41. 00	事務所	拡幅	

島根県告示第280号

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和6年4月12日

島根県知事 丸 山 達 也

道路(種	の類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年 月 日	管轄する地方 機関の名称	備	夸
県	道	一の瀬折居線	浜田市三隅町室谷593番5地先から同 582番2地先まで	メートル		浜田県土整備 事務所		

島根県告示第281号

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和6年4月12日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の 種 類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始 年 月 日	管轄する地方 機関の名称	備考
県 道	吉田頓原線	雲南市吉田町吉田3410番1地先から同 地先まで	メートル	令和6年 4月12日		
11	出雲奥出雲線	雲南市三刀屋町坂本734番1地先から同 732番1地先まで	19. 80	令和6年 4月12日	雲南県土整備	
"	II	雲南市三刀屋町坂本702番1地先から同 709番地先まで	23. 36	令和6年 4月12日	事務所	
11	"	雲南市三刀屋町根波別所1911番 5 地先 から同地先まで	41. 00	令和6年 4月12日		